

国土利用計画（総社市計画）

前文.....	1
第1 市土の利用に関する基本構想.....	2
1 市土利用の基本方針.....	2
2 地域類型別の市土利用の基本方向.....	4
(1) 都市的土地利用地域.....	4
(2) 自然的土地利用地域.....	4
3 利用区分別の市土利用の基本方向.....	5
(1) 農用地.....	5
(2) 森林.....	5
(3) 水面・河川・水路.....	5
(4) 道路.....	5
(5) 宅地.....	6
(6) その他.....	6
(7) 市街地.....	6
第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要.....	7
1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標.....	7
2 地域別の概要.....	8
(1) 地域区分.....	8
(2) 地域別の概要.....	8
第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要.....	10
1 公共の福祉の優先.....	10
2 国土利用計画法等の適切な運用.....	10
3 地域整備施策の推進.....	10
4 市土の保全と安全性の確保.....	10
5 環境の保全と美しい市土の形成.....	11
6 土地利用の転換の適正化.....	11
7 土地の有効利用の促進.....	12
(1) 農用地.....	12
(2) 森林.....	12
(3) 水面・河川・水路.....	12
(4) 道路.....	12
(5) 住宅地.....	12
(6) 工業用地.....	13
(7) その他の宅地.....	13
(8) その他.....	13

説明資料

1 計画策定の経緯.....	17
2 計画における地域区分.....	18
3 市土の利用区分の定義.....	19
4 人口、世帯、就業構造の推移.....	21
5 利用区分ごとの市土利用の推移.....	22
6 人口等を基礎とした用地原単位の推移.....	23
6-1 表 農用地面積と関係指標の推移と目標.....	23
6-2 表 森林面積と関係指標の推移と目標.....	24
6-3 表 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標.....	25
6-4 表 道路面積と関係指標の推移と目標.....	26
6-5 表 住宅地面積と関係指標の推移と目標.....	27
6-6 表 工業用地面積と関係指標の推移と目標.....	28
6-7 表 その他の宅地面積と関係指標の推移と目標.....	29
6-8 表 利用区分「その他」の内訳（主なもの）.....	30
6-9 表 全域面積と関係指標の推移と目標.....	31
6-10 表 市街地面積の推移と目標.....	32
7 土地利用概略図.....	33

参 考

1 国土利用計画法及び同法施行令.....	39
2 総社市総合計画審議会からの答申.....	42
3 総社市総合計画審議会委員名簿.....	43

前文

国土利用計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 2 条に定められた国土利用の基本理念に即して、現在及び将来にわたる長期的展望を踏まえた国土の利用と保全に関して必要な事項を計画するもので、国土の利用に関する行政上の指針となるものです。

本市は、古代吉備文化発祥の地として多くの文化遺産に恵まれているとともに、高梁川の豊かな流れ、山や田園の緑などの自然にも恵まれています。これらを保護・保存する一方で、広域的な交通網の整備による拠点性と温暖で災害の少ない自然条件を生かして、良好な住宅地の形成、内陸型工業、都市近郊型農業、観光レクリエーションなどの調和がとれたまちづくりを進めてきました。

今後、急速に進む少子・高齢化や高度情報化の進展、地球環境問題、多様化する市民ニーズなど、新たな行政課題に対応していく必要があります。

このため、総社市総合計画の将来都市像である「地域・文化・自然が支える心豊かな生活交流都市」の実現を目指し、総合的かつ計画的な市土の利用と保全を確保することを目的として、国土利用計画（岡山県計画）を基調としながら、市土の利用に関する行政上の指針ともなるべき国土利用計画（総社市計画）を策定するものです。

なお、本計画（総社市計画）は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法など、各種法令との整合性を図るとともに、将来の社会経済情勢の変化に応じて必要な見直しを行うものとしします。

第 1 市土の利用に関する基本構想

1 市土利用の基本方針

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産活動などを行う共通の基盤です。

したがって、市土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図るとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

本市の面積は 212.00km²であり、平成 16 年における土地利用の状況は、農用地 12.4%、森林 63.4%、水面・河川・水路 6.3%、道路 4.9%、宅地 6.3%となっています。

本市は岡山県の南部に位置し、市の中央部を南北に高梁川が貫流しています。市域の北部は吉備高原の一画を形成している森林地帯となっており、南部には平野が広がっています。この平野の中心に市街地が形成され、周辺部は豊かな田園地帯となっています。また、本市は、山陽自動車道、岡山自動車道をはじめとするさまざまな国・県道や、JR 伯備線・吉備線及び井原線の 3 本の鉄道が通り、また、岡山空港が近いことなど、中四国の広域的交通の結節点となっています。

今後は、この優位性を生かした新たな発展が期待されているところであり、こうした状況を踏まえた長期的視点に立った土地利用が求められています。

なお、今後の土地利用を計画するにあたっては、次のような基本的条件を考慮する必要があります。

- 少子・高齢化が進行し、人口減少社会をむかえるなか、人口については今後大幅な自然増は見込まれません。しかしながら、広域交通網の整備、産業の振興などの施策の積極的な展開により、社会増が続いていくものと期待されます。
- 社会経済情勢は、高度情報化が進展するなかで、地域間交流の活性化、経済におけるサービス産業の多様化を一層強め、産業の高付加価値化や構造的な変化を伴いながら、成熟化していくものと考えられます。
- このような状況から、全体としては地目間の土地利用転換の傾向は弱まるものの、なお、都市化の進展、社会経済活動の安定的拡大等が進むと考えられ、土地需要の調整、効率的利用の観点から、引き続き市土の有効活用を図る必要があります。
- 他方、市街地における諸機能の集中や中山間地域等における農地や森林の荒廃が懸念されるなかで、市土の安全性に対する需要が高まっています。
- また、地球温暖化に代表される地球環境問題については、長期的な視点に立って自然のシステムにかなった持続可能な利用を基本とすることが求められています。
- さらに、生活水準の向上、余暇時間の増加等に伴い、市民の価値観の高度化、多様化が進み、心の豊かさや自然とのふれあいへの志向が高まっています。このような市民の要請に応えるためには、市土利用の効率化を図ることが重要となってきています。

今回の計画期間における課題は、市土に限られた資源であることを前提に、その有効利用を図るために、市土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うとともに、市土利用の質的向上を図り、豊かな生活や活力のある生産が展開される場として市土の魅力を総合的に向上させることが重要です。

○土地需要の量的調整に関しては、まず、都市的土地利用について、土地の高度利用及び低未利用地の有効利用を推進することにより、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成を図ります。

○一方、自然的土地利用については、農林業の生産活動とゆとりある人にやさしい環境の場としての役割に配慮して、適切な保全と利用を図ります。また、森林、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、いったん転換された土地利用が容易には元に戻らないこと、生態系をはじめとする自然のさまざまな循環系に影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。

○市土利用の質的向上に関しては、市土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、「安全で安心できる市土利用」、「自然と共生する持続可能な市土利用」、「美しくゆとりある市土利用」といった観点を基本とすることが重要です。

安全で安心できる市土利用	災害に対する地域ごとの特性を踏まえて、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの安全性の向上等を進めます。あわせて、河川の改修、砂防・治山施設の整備などによる水系の総合的管理、森林の持つ市土の保全機能の向上等を図ることにより、市土の安全性を高めていく必要があります。
自然と共生する持続可能な市土利用	自然の健全な物質循環の維持、都市的土地利用にあたっての自然環境への配慮、生物の多様性が確保された自然の保全等を図ることにより、自然のシステムにかなった市土利用を進めていく必要があります。
美しくゆとりある市土利用	ゆとりとうるおいのある都市環境の形成、農山村地域における豊かな自然の確保、歴史的遺産・風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の形成などを進めるとともに、市民の余暇志向や自然とのふれあい志向へ適切に対応していく必要があります。

○これらの課題の実現にあたっては、市街地における土地利用の高度化、農山村地域における農用地及び森林の有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用促進を図るなど、地域の自然的・社会的特性を踏まえたうえで、市土の有効かつ適切な利用に配慮する必要があります。

2 地域類型別の市土利用の基本方向

(1) 都市的土地利用地域

市街地については、人口が今後も増加傾向を示すと予測されていることなどにより、市街地面積の拡大が見込まれます。したがって、都市における環境を安全でゆとりのあるものとし、居住する市民が快適さ、豊かさを実感でき、訪れる人を魅了する個性あふれる都市を整備することが重要となっています。

このため、計画的な市街地整備を目指して土地区画整理事業等により都市基盤整備を進めるとともに、中心部においては、人々が集い、にぎわう、魅力あふれるまちづくりにも配慮しつつ、商業、業務、文化等多様な都市機能の集積に向けて土地利用の高度化を図ります。

また、自然条件や防災に配慮した土地利用への誘導、避難地や延焼遮断帯となる幹線道路、公園、緑地等の都市防災空間の整備に努め、災害に強い都市づくりを進めます。あわせて、美しく良好な街なみ景観を創造することや緑地や水辺空間を確保することにより、ゆとりとうるおいのある都市空間の創出を図るとともに、高齢者や障がい者に配慮した快適な生活環境の形成を図ります。

(2) 自然的土地利用地域

農山村地域については、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な市民ニーズに対応した農林業の展開、産業の振興や地域に適合した諸産業の導入を図り、活力ある地域社会を築きます。このような対応のなかで、優良農地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図ります。また、豊かな自然を残した農山村の景観と定住のための住宅地の維持、形成を図ります。

特に、中山間地域については、定住化を促すとともに、自然との共生や生活にゆとりと豊かさを求めるニーズが高まるなか、水資源の供給地、憩いとやすらぎの交流空間としての利用を図ります。また、里山景観を保全するなど、自然と調和のとれた景観を保ちます。

3 利用区分別の市土利用の基本方向

(1) 農用地

農用地は、農産物生産の場という用途に加え、大気浄化機能、洪水調節のための貯留機能を持つほか、市民生活にうるおいを与える緑地空間としても重要な役割を持っています。

農業を取り巻く環境は輸入農産物との競合の激化や農産物の価格の低迷により厳しい状況にあります。しかしながら、食糧の安定供給と持久力の強化のために、生産性が高く魅力ある農業を展開していく必要があります。

このため、農用地については旧3市村の農業振興地域整備計画を基本に優良農地の保全・確保を図るとともに、農業基盤整備を推進し、高度利用に努め、生産性の向上を図ります。さらに、豊かな田園風景など景観の維持、公益的機能の保全などの適正な管理に努めます。

市街地に残る農用地については、都市計画法の用途地域に即した開発を促進し、周辺環境と調和のとれた都市景観を形成します。

(2) 森林

森林には林産物を生産するという経済的機能のほか、市土の保全、水源かん養、大気浄化、自然環境の保全などの公益的機能を有しています。これらの機能を総合的に発揮できるよう治山対策や林道整備等を進め、持続可能な森林資源の保全に努めます。

また、森林の持つレクリエーション機能を活用し、市民生活に健康とうるおいを与える場として自然環境や景観の保全に配慮しながら、森林の有効な利用を図ります。なかでも市街地周辺の森林は、貴重な緑地空間として積極的に保護・保全しながら、市民のコミュニケーションの場、憩いの場として活用します。

(3) 水面・河川・水路

水面（ため池）・河川・水路については、快適な市民生活を確保するために、より安定した水の供給と用排水路の整備などを進め、はん濫による自然災害から市民の生命、財産を守ります。

また、河川等の整備にあたっては、自然環境の保全に配慮するとともに、水辺空間における親水性の向上に努めます。

(4) 道路

一般道路については、市民の日常生活や産業活動などに必要な移動空間としての機能だけでなく、快適空間や災害時の防災空間、また、コミュニケーションの場としての機能など、重要で多面的な機能を発揮できるよう配慮するものとします。特に、本市の拠点性を高めるため、広域幹線交通網と接続する主要幹線道路の整備を計画的に進め、必要な用地を確保します。

さらに、歩行者や自転車、高齢者や障がい者に配慮した道路づくりや、法面を緑化するなど環境に配慮した道路づくりに努めます。

農道・林道については、農林業の生産基盤を計画的に整備し、生産性の向上と適正な管理を図るために、自然環境の保全に配慮しながら必要な用地を確保します。

(5) 宅地

①住宅地

人口や世帯数の増加、都市化の進展等による住宅地需要に対処するため、市街化区域内の農地の宅地化を促進するとともに、土地区画整理事業の早期完了に努め、優良宅地の確保を図ります。

また、住宅地の開発にあたっては、地価の安定、生活関連施設の整備、低未利用地の有効利用によるみどり豊かなオープンスペースの確保などに留意をしながら、居住水準の向上を目指します。

②工業用地

本市の工業は、自動車部品の製造や食品製造が大部分ですが、今後、情報基盤の整備や恵まれた交通条件等を生かし、製造業の立地や地場産業の拡大に加えて、情報化の進展や構造変化などに対応したIT関連産業、研究開発型企業等の進出に必要な用地の確保に努めます。

なお、企業の立地にあたっては、自然環境との調和、周辺の環境の保全に配慮します。

③その他の宅地

その他の宅地（事務所・店舗用地など）については、サービス産業の多様化の進展に対応して中心市街地における土地利用の高度化、商業の活性化、業務機能の集積及び良好な環境の形成を図ります。

また、大型商業施設、流通業務施設などについては、周辺の土地利用との調整を図るとともに、地域景観との調和など良好な環境の形成に配慮した土地利用を図ります。

(6) その他

文教施設、スポーツ施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、福祉施設等の公用・公共施設については、市民が豊かで生きがいのある生活を営むうえで必要不可欠のものです。

そこで、社会経済情勢の動向、市民ニーズの多様化や高度化、地域の実情に応じた環境対策などに留意しながら、計画的な用地の確保を図ります。

また、今後の施設の整備にあたっては、災害に強い施設を目指すとともに、災害時における施設の活用に配慮します。

レクリエーション用地については、市民の余暇需要の増大や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りながら、森林、河川等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置と、その広域的な利用に配慮します。さらに、地域の振興などを総合的に勘案して、計画的な整備を進めます。

(7) 市街地

市街地については、土地区画整理事業や街なみ環境整備事業等による面的整備を行い、良好な市街地形成を進める必要があります。

本市は、都市的利用ができる平坦地が多く、計画的な都市整備が可能であることから、都市計画法の適正な運用により市街化を促進し、都市環境の整備を進めます。

第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

本計画は、平成16年を基準年次とし、平成22年を中間目標年次に、平成27年を目標年次とします。

市土の利用に関して基本的な前提となる人口、世帯数は、平成22年には67,400人、23,162世帯、平成27年には68,000人、23,690世帯と想定します。

市土の利用区分は、農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分及び市街地とします。

市土の利用の基本構想に基づく、平成22年、平成27年の土地利用区分ごとの規模の目標は次表のとおりとします。なお、以下の数値は、今後の社会経済などの変動を考慮し、弾力的に判断すべき性質のものです。

地目別利用区分の規模の目標

(単位:ha、%)

区分	平成16年 基準年次	平成22年 中間年次	平成27年 目標年次	構成比		
				平成16年	平成22年	平成27年
農用地	2,630	2,509	2,409	12.4	11.8	11.4
農地	2,630	2,509	2,409	12.4	11.8	11.4
採草放牧地	0	0	0	-	-	-
森林	13,435	13,419	13,406	63.4	63.3	63.2
原野	0	0	0	-	-	-
水面・河川・水路	1,343	1,343	1,343	6.3	6.3	6.3
道路	1,040	1,062	1,080	4.9	5.0	5.1
宅地	1,325	1,440	1,535	6.3	6.8	7.2
住宅地	778	828	870	3.7	3.9	4.1
工業用地	134	171	201	0.6	0.80	0.90
その他の宅地	413	441	464	1.9	2.1	2.2
その他	1,427	1,427	1,427	6.7	6.7	6.7
合計	21,200	21,200	21,200	100.0	100.0	100.0
市街地	366	386	397	1.7	1.8	1.9

2 地域別の概要

(1) 地域区分

地域区分は、本市における土地利用の状況と人口、産業などの自然的、社会的諸条件を考慮して、市街化区域とその周辺を含めた北部地域（池田、昭和地区）、西部地域（秦、神在、久代、山田、新本地区）、南部地域（総社、常盤、清音地区）、東部地域（三須、服部、阿曾、山手地区）とします。

(2) 地域別の概要

平成27年における市土の利用区分ごとの地域別の概要は次のとおりです。

①北部地域

この地域は、森林が広がり水とみどりが豊かで、高梁川、槇谷川等の清流や豪溪、秋葉山をはじめとする景勝に恵まれています。このため、自然環境の保全と活用を図りながら地域の振興や活性化を図っていく必要があります。

一方、産業の中心である農業の振興を図るため、農業基盤整備を進めるとともに、地元企業をはじめとする企業等を誘致し、雇用の場を確保するなど地域を活性化させる必要があります。

また、生活道路、上下水道、消防施設、公園・広場など生活環境施設の整備を重点的に進め、定住とにぎわいのための施策を図っていく必要があります。

これらのことから、工業用地や公共用地は増加し、山林と農用地は減少していくものと思われます。

②西部地域

この地域は、東西に豊かな田園が広がり、その大部分は農業振興地域です。このため、ほ場整備やかんがい排水事業など農業基盤の整備を進め、優良農地を確保していくとともに、生活道路の整備や農業集落排水事業などを総合的に推進して、田園環境と共生する良好な居住環境の向上を図る必要があります。

また、この地域には大規模な工業団地や住宅団地が配置されています。今後も工業用地や住宅用地の確保に努め、農業と工業が共存する定住環境が整った地域づくりを目指します。

これらのことから、住宅用地や工業用地、流通業務用地は増加し、山林や農用地は減少していくものと思われます。

③南部地域

この地域は、総社市の中心部を形成する地域として人、物、情報が行き交う地域です。このため、今後も都市的サービスとまちのにぎわいを提供する場としての誘導を図っていく必要があります。都市計画事業を中心に、土地区画整理事業、総社清音間を連絡する幹線道路の整備、公園の整備、公共下水道事業等の生活環境の整備等の早期完成が求められます。

一方、これら社会資本の整備とともに、民間による宅地開発の進展、商業やサービス業など第3次産業の集積により、都市的土地利用が増加するものと見込まれます。

これらのことから、道路や公園などの公共用地、住宅用地、商業用地などは順次増加するとともに、農用地は減少していくものと思われま

④東部地域

この地域は、吉備路風土記の丘、吉備史跡の両県立自然公園を中心に豊かな自然環境と古代吉備の国の歴史・文化遺産、岡山県立大学の存在による学術・文化機能、岡山自動車道岡山総社インターチェンジを中心とした広域交通の拠点機能などの魅力にあふれています。

そこで、吉備路の歴史的景観の保全を基本として、この地域の持つ特性を有効に活用していく必要があります。

今後は、鬼ノ城一帯のフィールドミュージアムとしての整備や広域観光の拠点としてのサンロード吉備路の充実により、歴史や自然とふれあう観光レクリエーションゾーンとして位置づけ、総社市の情報発信機能を高めていきます。一方、岡山総社インターチェンジ周辺については、交通の利便性を生かして生産や物流の拠点施設の配置を進めていきます。

これらのことから、道路や工業用地、流通業務用地が増加し、それに伴い農用地は減少していくものと思われま

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。

1 公共の福祉の優先

土地利用については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利益が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

2 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、環境影響評価法、墓地埋葬等に関する法律、岡山県土保全条例、岡山県環境影響評価等に関する条例、岡山県景観条例等の適切な運用により、また、本計画及び全国計画、岡山県計画、さらには総社市総合計画基本構想や市の土地利用に関する諸計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図ります。

3 地域整備施策の推進

総社市総合計画に定めている将来都市像「地域・文化・自然が支える心豊かな生活交流都市」の実現を目指すため、土地利用に関する諸問題に対処しながら、市民の意向を踏まえて地域の実情と特性を生かした地域整備施策を推進し、市土の有効利用を図ります。

4 市土の保全と安全性の確保

都市的機能の集中している地域の安全性と快適性を確保するため、市街地の整備にあたっては、オープンスペースの確保、道路の拡幅など十分な防災上の配慮を加えながら、適正かつ計画的な土地利用を図ります。

森林の持つ市土の保全と安全性の確保を図るため、保安林及び治山施設、林道等の整備を進めるとともに、地域の特性に応じた森林の管理を推進します。

水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和及び地形等自然条件と土地利用との適合性に配慮し、土地利用の適正な利用に努めます。

市土の安全性を高めるため、災害時に備えた交通・通信ネットワーク等の代替性の確保や、危険地域についての情報の周知等に努めます。

5 環境の保全と美しい市土の形成

都市的地域においては、美しい街なみ景観や緑地・水辺景観の形成、保全により快適環境の創出を図ります。自然的地域においては、森林、農用地等の緑の空間の確保に努めます。

騒音や悪臭の著しい事業所や工場、交通施設等の周辺では、緩衝緑地の設置等により生活環境の保全を図るとともに、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を促進します。

また、市民に自然保護や地球環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、市民による保全活動を支援します。

水環境への負荷が、その自然循環の過程における浄化能力を超えないよう、農用地や森林の適切な維持管理、水辺地等の保全による自然浄化能力の維持、公共下水道等の整備、雨水の地下浸透を促進し、健全な水環境の確保に努めます。

歴史的風土の保存、文化財の保護を図るため、開発行為等の規制を行います。

また、開発や施設の整備にあたっては、植生や動物の育成など生態系の配慮に努めます。

廃棄物の発生抑制とリサイクルを一層進め、環境への負荷の少ない資源循環型都市づくりに努めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理のため、環境の保全に十分配慮しつつ、不法投棄等の防止に努めます。

良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階等において環境保全上の配慮を行うことなどにより土地利用の適正化に努めます。

6 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を行う場合には、いったん転換された土地利用が容易には元に戻らないことに十分留意したうえで、人口及び産業の動向、周辺の土地利用状況、社会資本の整備状況その他の自然的、社会的条件を勘案して適正に行います。

農用地の利用転換を行う場合には、食糧生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や景観等に及ぼす影響に留意し、旧3市村の農業振興地域整備計画に基づいて、周辺の土地利用との調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、かつ、優良農用地が確保されるよう考慮します。

森林の利用転換を行う場合には、森林資源の確保に留意するとともに、森林の持つ災害防止、水源かん養、自然環境保全等の公益的機能を考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶため、周辺地域を含めて事前に調査し、市土の保全と安全性の確保、環境の保全などを図りながら適正な土地利用を進めます。

また、地域住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、基本構想や各種計画との整合に努めます。

7 土地の有効利用の促進

(1) 農用地

農用地については、地域の特性を生かした農業を振興するため、ほ場整備事業などの農業基盤の整備を進め、優良農地を創出するとともに、旧3市村の農業振興地域整備計画に基づき、付加価値の高い農産物の生産活動や農業の6次産業化を推進し、意欲と経営感覚あふれる担い手の育成等を図ります。

また、農地の流動化により生産性の向上に努めるとともに、市民農園や体験型農業・観光型農業、地産地消の推進などにより農業に対する市民の理解を深めます。

(2) 森林

森林については松くい虫の被害による森林資源の減少、林業経営環境の悪化等により、その経済的機能は低下しています。しかし、その一方では、市土の保全、水資源かん養、自然環境保全等の公益的機能の必要性が増加しています。このため、「高梁川下流地域森林計画」及び「総社市森林整備計画」に基づき森林の整備を推進するとともに、荒廃山林の復旧に努めます。

また、自然環境や景観の優れた森林については、レクリエーションや文化・教育活動の場として総合的利用を推進します。

(3) 水面・河川・水路

水面（ため池）、河川、水路については、危険個所の改修など安全性の確保と必要な水量・水質の確保に努め、総合的な治水対策を推進します。

(4) 道路

一般道路については、高速自動車道と広域交通との連帯を考慮しながら、市内の道路網の充実を図ります。特に、幹線道路の早期整備に努めるとともに、国・県道の整備についても関係機関に要望していきます。

農道については、生産性の向上と農用地の適正な管理を進めるため、整備と改良に努めます。

林道についても森林資源の管理と林業振興、観光振興などのため、計画的に整備を進めます。

これらの道路の整備にあたっては、ゆとりのある道路の実現を目指し、交通手段としての機能面だけでなく、都市景観との調和や安全性の確保のほか、生活空間や防災空間などの役割を生かしつつ、周辺環境との調和に配慮します。

(5) 住宅地

岡山県南地域の住宅都市としての性格を持っている本市は、交通網の整備とともに、今後も人口増加が見込まれます。このため、土地区画整理事業や市街化区域内の宅地化を促進することにより住宅地の確保に努めるとともに、地区計画等の活用による良好な居住環境の整備を図ります。特に都市的土地利用地域では、安全でゆとりとうるおいのある快適環境の確保に配慮しつつ、土地利用の高度化に努め、公園や緑地などのオープンスペースを創出し、災害に強いまちづくりを進めます。

あわせて、公共下水道などの都市基盤の整備を行い、良好な居住環境の整備を進めます。また、農村集落においても農業集落排水事業や浄化槽の設置などにより生活環境整備を進め、居

住環境の向上に努めます。

(6) 工業用地

広域交通における拠点性などの恵まれた諸条件を踏まえ、優良企業の誘致を積極的に図ります。企業の誘致にあたっては、工業適地への誘致を誘導するとともに、新たな工場適地を選定します。

これら企業立地にあたっては、地域社会との調和を図りながら、環境の保全はもとより自然環境との調和や緩衝緑地帯などの設置、敷地内緑化の推進により良好な環境維持に努めます。

(7) その他の宅地

その他の宅地（事務所・店舗用地など）については、市街化区域内への誘導を促進するとともに、国・県道や都市計画街路などの整備の進捗にあわせて用地の高度利用に努め、魅力ある商業・サービス拠点として整備を図ります。

また、大型店の立地については、住民の生活環境の保全を図りながら、誘導を図ります。

(8) その他

低未利用地のうち耕作放棄地については、市土の有効利用と環境保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、森林、農用地等としての活用を促進します。また、市街地における低未利用地については、市土の有効利用及び良好な都市環境の形成の観点から、計画的かつ適正な活用を促進します。

說明資料

1 計画策定の経緯

年 月 日	経 緯 等
平成17年 7月	国土利用計画策定要領の決定
8月 2日	企画担当員会議で計画策定のための説明会
8月31日	総合計画審議会へ計画について諮問
9月14日～30日	国土利用に関するアンケートの実施
9月	計画策定について関係課ヒアリング
9月30日	県立大学の懇談会において意見聴取
10月11日	市民団体懇談会において意見聴取
11月12日	まちづくり懇談会において意見聴取
11月13日	〃
11月20日	〃
平成18年 1月26日 (計画素案の策定)	まちづくり協議会（山手，清音）において意見聴取
3月11日	庁議に付議
3月30日	第3回総合計画審議会開催
5月24日	岡山県地域振興課，岡山県備中県民局と協議開始
6月 2日	企画担当員会議で協議
6月28日	市議会総務文教委員会調査研究会で協議
7月 4日	市議会全員協議会で協議
7月5日～28日 (計画案の策定)	パブリックコメント実施
7月10日	岡山県地域振興課，岡山県備中県民局と協議
7月19日	市議会経済水道委員会調査研究会で協議
7月26日	市議会厚生委員会調査研究会で協議
7月27日	市議会建設消防委員会調査研究会で協議
8月 2日	庁議に付議
8月 3日	第4回総合計画審議会開催
8月10日	県協議完了
8月11日	総合計画審議会から答申
8月16日	市議会総務文教委員会調査研究会で協議
8月21日	市議会全員協議会で協議
9月21日	市議会において議決
9月22日	計画策定
9月22日	岡山県知事へ報告及び公表

2 計画における地域区分



3 市土の利用区分の定義

利用区分	定義
1 農用地 (1)農地 (2)採草放牧地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。 耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの
2 森林	木竹が生育している土地又は木竹の集団的な生育に供される土地（森林法第2条）で、国有林と民有林の合計である。 ①国有林 ア林野庁所管国有林 国有林法第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの イ官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの ウその他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林 ②民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって、同法同条第3項に定める民有林
3 原野	「世界農林業センサス林業地域調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」又は国有林に係る部分を除いた面積である。
4 水面・河川・水路 (1)水面 (2)河川 (3)水路	水面、河川、水路の合計である。 湖沼（人造湖及び天然湖沼）及びため池の満水時の面積である。 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び第100条に定める準用河川の同法第6条に定める河川区域 農業用排水路
5 道路 (1)一般道路 (2)農道 (3)林道	一般道路、農道、林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部、法面等からなる。 道路法第2条第1項に定める道路 「市農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたもの 「市林道台帳」の林道延長に一定幅員を乗じたもの

利用区分	定義
6 宅地 (1)住宅地 (2)工業用地 (3)その他の宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に非課税地籍のうち県営住宅用地、市営住宅用地及び公務員住宅用地等を加えたもの 「工業統計表（用地・用水編）」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの (1)、(2)のいずれかにも該当しない宅地で、事務所、店舗面積等である。
7 その他	市土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。 例えば、鉄道用地、学校用地、厚生福祉施設用地、ゴルフ場用地、公園、普通河川、雑種地等が含まれる。
市面積	国土交通省国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」による面積である。
市街地	国勢調査による「人口集中地区」である。

4 人口, 世帯, 就業構造の推移

区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	総数(人)	61,459	65,437	66,201	66,584	67,400	68,000
	0~14歳	11,745	11,033	10,308	-	9,773	9,660
	15~64歳	40,786	43,812	43,544	-	42,395	40,590
	65歳以上	8,928	10,570	12,349	-	15,232	17,750
世帯	総数(戸)	17,601	20,423	21,674	22,740	23,162	23,690
	平均人員(人)	3.5	3.2	3.1	2.9	2.9	2.9
就業者数	総数(人)	31,169	33,722	33,252	-	33,840	34,140
	第1次	3,104	2,763	2,251	-	1,930	1,810
	第2次	13,011	13,645	12,417	-	11,710	11,330
	第3次	15,050	17,284	18,561	-	20,200	21,000

注) 1.平成2年, 平成7年, 平成12年は10月1日の国勢調査による。

2.人口割, 就業者数割において「分類不能」は, 総数のみに算入

5 利用区分ごとの市土利用の推移

(単位: ha)

区分	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成22年	平成27年
農用地	3,107	3,034	2,923	2,794	2,753	2,741	2,693	2,663	2,640	2,630	2,509	2,409
農地	3,107	3,034	2,923	2,794	2,753	2,741	2,693	2,663	2,640	2,630	2,509	2,409
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林	13,468	13,468	13,468	13,416	13,415	13,415	13,438	13,409	13,436	13,435	13,419	13,406
原野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	1,343	1,344	1,347	1,349	1,350	1,351	1,352	1,353	1,346	1,343	1,343	1,343
道路	964	994	1,036	1,034	1,037	1,046	1,061	1,035	1,038	1,040	1,062	1,080
宅地	1,153	1,166	1,173	1,190	1,257	1,286	1,306	1,318	1,317	1,325	1,440	1,535
住宅地	729	738	747	756	750	756	763	768	774	778	828	870
工業用地	131	136	139	149	125	128	126	130	132	134	171	201
その他の宅地	293	292	287	285	382	402	417	420	411	413	441	464
その他	1,173	1,202	1,253	1,417	1,388	1,361	1,350	1,422	1,423	1,427	1,427	1,427
合計	21,208	21,208	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200

6 人口等を基礎とした用地原単位の推移

6-1 表 農用地面積と関係指標の推移と目標

区分	農用地面積 (ha)			人口 (人)	農業就業人口 (人)	人口1人あたり農用地面積 (a)	農業就業人口1人あたり農用地面積 (a)
	農地	採草放牧地	計				
平成 7年	3,107	0	3,107	66,257	2,750	4.7	113.0
平成 8年	3,034	0	3,034	66,421		4.6	
平成 9年	2,923	0	2,923	66,537		4.4	
平成 10年	2,794	0	2,794	66,872		4.2	
平成 11年	2,753	0	2,753	66,919		4.1	
平成 12年	2,741	0	2,741	67,148	2,238	4.1	122.5
平成 13年	2,693	0	2,693	67,251		4.0	
平成 14年	2,663	0	2,663	67,302		4.0	
平成 15年	2,640	0	2,640	67,389		3.9	
平成 16年	2,630	0	2,630	67,706		3.9	
平成 22年	2,509	0	2,509	67,400	1,915	3.7	131.0
平成 27年	2,409	0	2,409	68,000	1,800	3.5	133.8

現況及び目標の規模算出方法

現況：岡山県農林水産年報，世界農林業センサス，国勢調査

目標：転用見込等による推計

6-2 表 森林面積と関係指標の推移と目標

区分	森林面積 (ha)	人口 (人)	市面積 (ha)	人口1人あたり森林面積 (㎡)	市面積に占める森林面積の割合 (%)
平成 7年	13,468	66,257	21,208	2,033	63.5
平成 8年	13,468	66,421	21,208	2,028	63.5
平成 9年	13,468	66,537	21,200	2,024	63.5
平成 10年	13,416	66,872	21,200	2,006	63.3
平成 11年	13,415	66,919	21,200	2,005	63.3
平成 12年	13,415	67,148	21,200	1,998	63.3
平成 13年	13,438	67,251	21,200	1,998	63.4
平成 14年	13,409	67,302	21,200	1,992	63.3
平成 15年	13,436	67,389	21,200	1,994	63.4
平成 16年	13,435	67,706	21,200	1,984	63.4
平成 22年	13,419	67,400	21,200	1,991	63.3
平成 27年	13,406	68,000	21,200	1,972	63.2

現況及び目標の規模算出方法

現況：岡山県の森林資源統計，国勢調査

目標：転用見込等による推計

6-3 表 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

区分	水面等の面積(ha)				人口(人)	市面積(ha)	人口千人あたり水面等の面積(ha)	市面積に占める水面等の面積の割合(%)
	水面	河川	水路	計				
平成 7年	177	948	218	1,343	66,257	21,208	20.3	6.3
平成 8年	178	948	218	1,344	66,421	21,208	20.2	6.3
平成 9年	178	949	220	1,347	66,537	21,200	20.2	6.4
平成 10年	178	951	220	1,349	66,872	21,200	20.2	6.4
平成 11年	178	951	221	1,350	66,919	21,200	20.2	6.4
平成 12年	178	952	221	1,351	67,148	21,200	20.1	6.4
平成 13年	178	953	221	1,352	67,251	21,200	20.1	6.4
平成 14年	178	953	222	1,353	67,302	21,200	20.1	6.4
平成 15年	170	953	223	1,346	67,389	21,200	20.0	6.3
平成 16年	167	953	223	1,343	67,706	21,200	19.8	6.3
平成 22年	167	953	223	1,343	67,400	21,200	19.9	6.3
平成 27年	167	953	223	1,343	68,000	21,200	19.8	6.3

現況及び目標の規模算出方法

現況：水面・・・ため池台帳
 河川・・・河川現況調査
 水路・・・整備済水田面積，未整備水田面積に水路率を乗じて算出
 国勢調査
 目標：事業計画等による推計

6-4 表 道路面積と関係指標の推移と目標

区分	道路面積(ha)				人口(人)	市面積(ha)	人口千人あたり道路面積(ha)	市面積に占める道路面積の割合(%)
	一般道路	農道	林道	計				
平成 7年	711	227	26	964	66,257	21,208	14.5	4.5
平成 8年	749	227	18	994	66,421	21,208	15.0	4.7
平成 9年	792	225	19	1,036	66,537	21,200	15.6	4.9
平成 10年	790	225	19	1,034	66,872	21,200	15.5	4.9
平成 11年	794	225	18	1,037	66,919	21,200	15.5	4.9
平成 12年	796	231	19	1,046	67,148	21,200	15.6	4.9
平成 13年	811	231	19	1,061	67,251	21,200	15.8	5.0
平成 14年	799	218	18	1,035	67,302	21,200	15.4	4.9
平成 15年	802	219	17	1,038	67,389	21,200	15.4	4.9
平成 16年	804	219	17	1,040	67,706	21,200	15.4	4.9
平成 22年	826	219	17	1,062	67,400	21,200	15.8	5.0
平成 27年	844	219	17	1,080	68,000	21,200	15.9	5.1

現況及び目標の規模算出方法

現況：高速道路・・・西日本高速道路株式会社
 国道・県道・市道・・・道路現況調書等
 農道・林道・・・道路現況調書に平均幅員を乗じて算出
 国勢調査
 目標：事業計画等による推計

6-5 表 住宅地面積と関係指標の推移と目標

区分	住宅用地面積(ha)	世帯数(世帯)	1世帯あたり 住宅用地面積(m ²)
平成 7年	729	20,261	359.8
平成 8年	738	20,486	360
平成 9年	747	20,810	359
平成 10年	756	21,117	358
平成 11年	750	21,285	352
平成 12年	756	21,565	351
平成 13年	763	21,865	349
平成 14年	768	22,055	348
平成 15年	774	22,300	347
平成 16年	778	22,590	344
平成 22年	828	23,162	358
平成 27年	870	23,690	367

現況及び目標の規模算出方法

現況：固定資産の価格等の概要調書等，国勢調査

目標：人口増による見込，宅地造成計画による推計

6-6 表 工業用地面積と関係指標の推移と目標

区分	工業用地面積(ha)	従業者数(人)	従業者1人あたり 工業用地面積(m ²)
平成 7年	131	10,700	122.4
平成 8年	136	10,125	134.3
平成 9年	139	9,718	143.0
平成 10年	149	10,202	146.0
平成 11年	125	9,712	128.7
平成 12年	128	9,765	131.1
平成 13年	126	9,197	137.0
平成 14年	130	9,182	141.6
平成 15年	132	9,305	141.9
平成 16年	134	9,403	142.5
平成 22年	171	9,200	185.9
平成 27年	201	8,800	228.4

現況及び目標の規模算出方法

現況：工業統計調査

目標：事業計画等による推計

6-7 表 その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

区分	その他の宅地面積(ha)	人口(人)	1人あたりその他の宅地面積(m ²)
平成 7年	293	66,257	44.2
平成 8年	292	66,421	44.0
平成 9年	287	66,537	43.1
平成 10年	285	66,872	42.6
平成 11年	382	66,919	57.1
平成 12年	402	67,148	59.9
平成 13年	417	67,251	62.0
平成 14年	420	67,302	62.4
平成 15年	411	67,389	61.0
平成 16年	413	67,706	61.0
平成 22年	441	67,400	65.4
平成 27年	464	68,000	68.2

現況及び目標の規模算出方法

現況：固定資産の価格等の概要調査，国勢調査

目標：事務所，店舗等の用地面積の推計

6-8 表 利用区分「その他」の内訳（主なもの）

(単位:ha)

区分	面積	備考
文教施設用地	100.2	
公園・緑地用地	55.2	
交通施設用地	47.1	
環境施設用地	27.6	
厚生福祉施設用地	0.0	
社会福祉施設用地	3.3	
流通施設用地	0.0	
官公署用地等	5.7	
防衛施設用地	0.0	

6-9 表 全域面積と関係指標の推移と目標

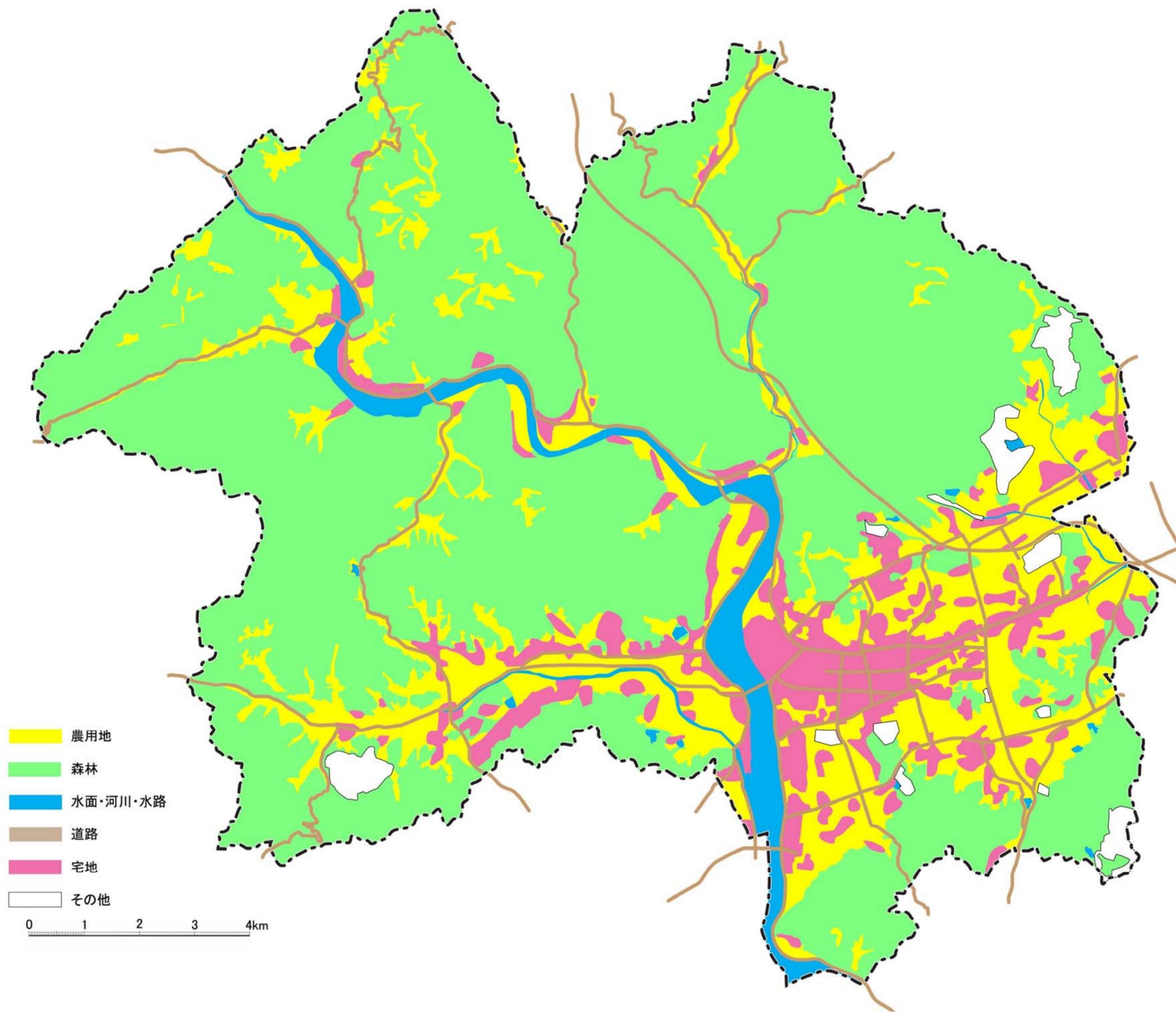
区分	全域面積(ha)	人口(人)	人口1人あたり面積(m ²)
平成 7年	21,208	66,257	3,201
平成 8年	21,208	66,421	3,193
平成 9年	21,200	66,537	3,186
平成 10年	21,200	66,872	3,170
平成 11年	21,200	66,919	3,168
平成 12年	21,200	67,148	3,157
平成 13年	21,200	67,251	3,152
平成 14年	21,200	67,302	3,150
平成 15年	21,200	67,389	3,146
平成 16年	21,200	67,706	3,131
平成 17年	21,200	67,901	3,122
平成 22年	21,200	67,400	3,145
平成 27年	21,200	68,000	3,118

6-10 表 市街地面積の推移と目標

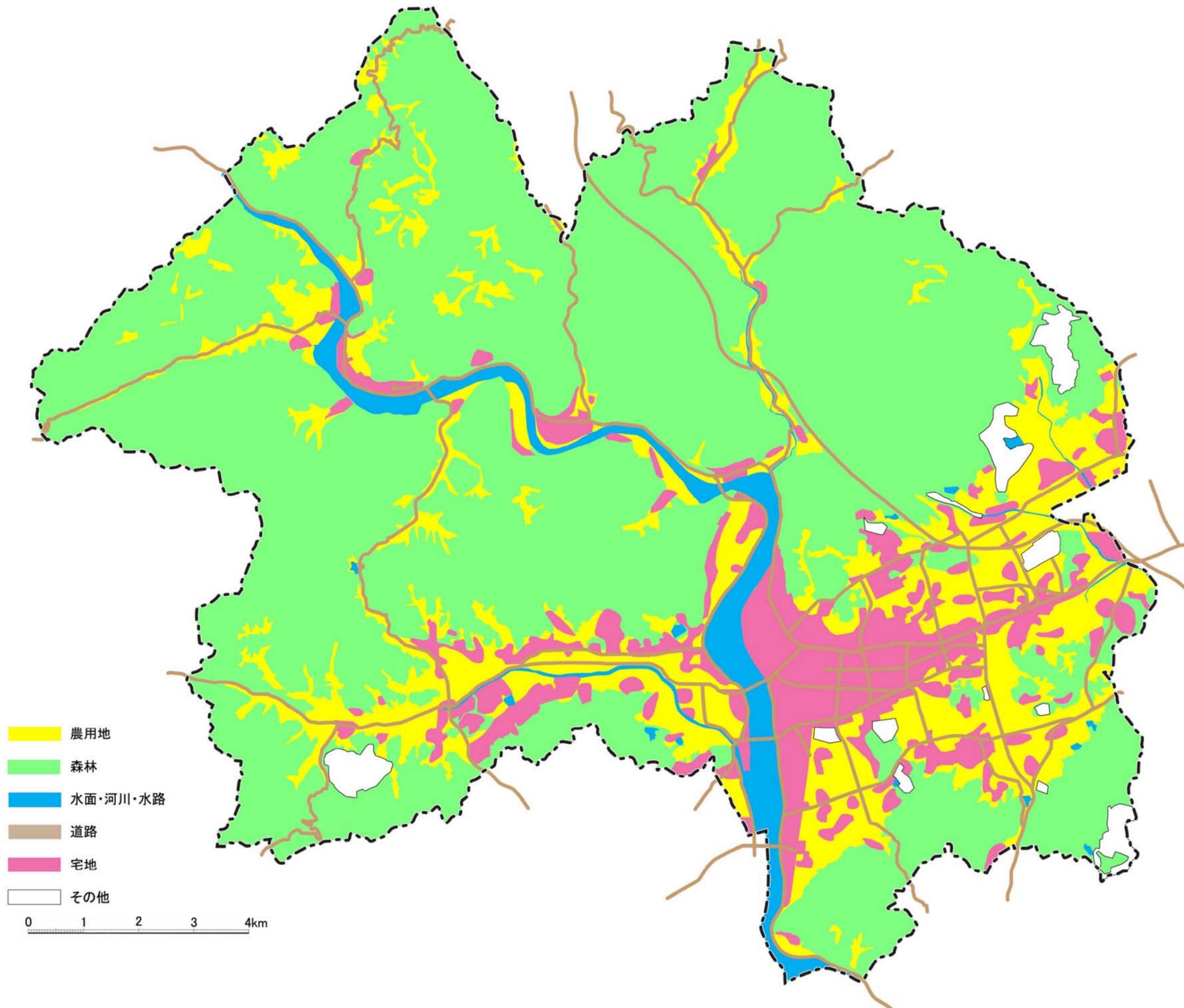
区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増加分の変化		
							7年 ~12年	12年 ~22年	22年 ~27年
人口(人)	11,057	14,845	16,835	—	18,740	19,450	5,778	1,905	2,615
面積(ha)	250	320	353	—	386	397	103	33	44
密度(人/ha)	44.2	46.4	47.7	—	48.6	49.0	—	—	—

7 土地利用概略図

【現況図】



【将来構想図】



参 考

1 国土利用計画法及び同法施行令（抜粋）

【国土利用計画法】

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

第2章 国土利用計画

（国土利用計画）

第4条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、「都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（全国計画）

第5条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たっては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。

6 国土交通大臣は、第2項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を公表しなければならない。

7 第2項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

（全国計画と他の国の計画との関係）

第6条 全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。

（都道府県計画）

第7条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。

7 国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 第3項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

（市町村計画）

第8条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即するものでなければならない。

3 市町村は、市町村計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

4 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第3項から前項までの規定は、市町村計画の変更について準用する。

【国土利用計画法施行令】

(全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項)

第1条 国土利用計画法(以下「法」という。)第5条第1項の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 国土の利用に関する基本構想
- 2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- 3 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2 法第7条第1項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。

3 法第8条第1項の市町村計画を定める場合には、当該市町村の区域における国土の利用に関し第1項各号に掲げる事項について定めるものとする。

2 総社市総合計画審議会からの答申

平成18年8月11日

総社市長 竹内 洋二 様

総社市総合計画審議会
会長 清水 男

総社市国土利用計画について(答申)

平成17年8月31日付けで諮問のあった総社市国土利用計画については、当審議会において慎重に審議を行った結果、その内容を概ね適切なものと認め、次の意見を付記し答申します。

記

- 1 市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産活動などを行う共通の基盤であるという基本方針のもとに、市土の有効活用と自然環境の保全を図り、本市の将来都市像である「地域・文化・自然が支える心豊かな生活交流都市」の実現に向けて努力されたい。
- 2 市土の有効活用と自然環境の保全を図るためには、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という市民の意識が不可欠であり、この計画の実施にあたっては、市民の意向を踏まえて地域の実情と特性を生かした地域整備施策を推進し、市土の有効利用を図られたい。
- 3 自然と歴史遺産に恵まれた本市の良さを失うことなく魅力を増していくまちづくりを進められたい。そのためには、本市における土地利用の状況と人口、産業などの自然的、社会的諸条件を考慮して、本市の地域別の特性を生かした振興を図られたい。
- 4 利用区分別の各地目においては、それぞれが有する多様な機能に配慮して計画を立案し、事業実施されたい。その際には、自然との共生を図りながら、総合的かつ計画的に市土の均衡ある発展を図られたい。
- 5 審議過程における各委員の意見、要望を十分に尊重しながら、本計画の策定及び事業の推進を図られたい。

3 総社市総合計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名
会 長	清水 男	総社商工会議所 会頭
副会長	垣野 智	総社市社会福祉協議会会長
委 員	守安 信吾	総社市観光協会会長
委 員	水野 三重子	総社市婦人協議会会長
委 員	大月 亮	総社市消防団長
委 員	平松 秀昭	総社市コミュニティ連絡協議会会長
委 員	難波 巧	総社市P T A 連合協議会会長
委 員	稲井 寛	岡山県立大学情報工学部情報通信工学科教授
委 員	山田 孝延	岡山県立大学デザイン学部工芸工業デザイン学科教授
委 員	太湯 好子	岡山県立大学保健福祉学部看護学科教授
委 員	加藤 壽美子	順正短期大学 講師
委 員	若林 安郎	
委 員	難波 正義	
委 員	吉澤 光功	
委 員	金丸 由記子	
委 員	中島 久美子	
委 員	角田 操	
委 員	難波 道子	
委 員	栢原 優子	
委 員	吉田 庄吾	